

平成30年7月

委員協議会議事録

松本市農業委員会

平成30年7月 松本市農業委員会 委員協議会 議事録

1 日 時 平成30年7月31日(火) 午前9時30分から午前10時17分

2 場 所 議員協議会室(東庁舎3階)

3 出席委員 46人

1番	柿澤 潔	2番	丸山 敏郎
3番	森田 大樹	4番	北川 和宏
5番	百瀬 芳彦	6番	岡村 時則
7番	上條 陽一	8番	上條信太郎
9番	河野 徹	11番	三村 和弘
12番	太田 辰男	13番	中島 孝子
14番	荒井 和久	15番	細田 範良
16番	波田野裕男	17番	赤羽 隆男
18番	竹島 敏博	19番	丸山 寛実
20番	上條萬壽登	21番	小林 弘也
22番	塩原 忠	23番	古沢 明子
24番	上内 佳朋	25番	柳澤 元吉
27番	田中 悦郎	28番	伊藤 修平
29番	橋本 実嗣	30番	小沢 和子
31番	竹内 益貴	32番	窪田 英明
33番	上條英一郎	34番	百瀬 道雄
35番	伊藤 素章	36番	忠地 義光
37番	百瀬 文彦	38番	小松 誠一
39番	菅野 訓芳	40番	百瀬 貞雄
42番	青木 秀夫	43番	萩原 良治
44番	波場 秀樹	45番	百瀬 秀一
46番	金子 文彦	47番	三村 晴夫
48番	上條 信	49番	赤羽 米子

4 欠席委員 2人 26番 波多腰哲郎 41番 前田 隆之

5 協議事項

- (1) 農地法第3条第2項第5号による別段面積について
- (2) 新体制移行に向けた検討課題について

6 報告事項

- (1) 6月定例部会報告
- (2) 主要会務報告

7 その他

8 出席職員 農業委員会事務局 局長 山田 賢司
" 局長補佐 板花 賢治
" 局長補佐 小西 えみ
" 担当係長 齋藤 信幸
松本農業改良普及センター課長補佐 小川 章

9 会長あいさつ 小林会長

10 会議の成立 農業委員会等に関する法律第21条第3項により成立

11 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により小林会長が議長に就任

12 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 25番 柳澤 元吉 委員
27番 田中 悦郎 委員

〔書記〕板花局長補佐、小西局長補佐

13 会議の概要

議長

本日の議案についてですが、農地部会に14件の議案が提出をされております。このうち議案69号、第70号の「農用地利用集積計画の決定の件」並びに議案71、72号の「農用地利用配分計画案の承認の件」につきましては、農業振興部会に事前の内容審査を付託をいたします。農業振興部会では内容審査を行い、意見集約の上、農地部会に報告をしてください。

続きまして、協議事項1、農地法第3条第2項第5号による別段面積について、事務局の説明をお願いいたします。

齋藤係長。

齋藤担当係長

それでは、1ページお願いします。

協議事項1、農地法第3条第2項第5号による別段面積についてでございます。

これにつきましては、各地区の下限面積です。昔で言う5反歩要件というものでございます。毎年各農業委員会で協議をし、必要に応じ見直しを行い、その結果を周知をなささいという法律で求められているものでございます。

2番の取り扱いの経過でございます。

昨年同様でございます。下限面積につきましては、農地法施行規則第17条による設定基準に従い、農林業センサス、この次のページに、3ページですかね。農林業センサスの概要を記載してございます。

なお、農林業センサスにつきましては、5年に1度の更新ということで、一番新しいもので平成27年度版でございます。ということですので、昨年もこのセンサスの結果を用いているということですので、数値

的には変わりはないということですので、ご確認をお願いします。

アです。設定区域は、自然的経済的条件から見て営農条件がおおむね同一と認められる区域であることということで、本市につきましては、21地区に分けて、各それぞれの下限面積が設定されています。

イです。設定面積の単位はアール、その面積は10アールということですので、10アール以上の単位で設定を行っていますので、ご確認をお願いします。

ウでございます。設定区域において、設定面積より小さい面積で営農する農業者が、地域の農業者のおおむね40%を下回らないというようなことで決められています。各地区の設定してある面積が地域全体の40%を下回らない面積というようなことで設定をしています。

なお、この数値につきましては、先ほど申し上げましたとおり、農林業センサスの結果というようなことで、ご確認をお願いしたいと思います。

(2)番です。本年度の取り扱いです。

本年度につきましても、昨年と同様、変更なしというようなことで考えてございます。

ウです。各地区の下限面積により、農地の権利取得ができないなどの対応については、農業経営基盤強化促進法に基づいた権利設定及び松本市で設定します別段面積の設定ですね。一筆を1つとして設定してあるものをうまく活用しながら、権利設定の進められるように進めたいというように考えてございますので、お願いします。

なお、昨年の7月のこの見直しから本日まで、各地区の下限面積の基準に下回るというようなことでの相談案件はありませんでしたので、申し添えますので、お願いします。

ページおめくりいただきまして、2ページお願いします。

本日協議していただきまして、その結果につきましては、この定例会終了後、本市のホームページ等に記載しまして、公表していきたいと考えてございますので、よろしくをお願いします。

最後、一番後の(3)番でございます。これにつきましては、別段の面積の農地の設定、これは各地区の下限面積ではなくて、ことしもお願ひしています各一筆を1つの区域として指定する別段面積につきましてでございます。

現在、利用状況調査の結果報告がされているわけですが、その結果、ここをぜひ別段の農地として設定をしてくださいというような要望があれば、それを協議のテーブルに乗せて、年末、12月に別段というようなことで設定できるような形で進めていければなというように考えていますので、お願いします。

なお、最後に書いてございますが、6月末現在で各地区からお願いされている別段面積につきましては、和田の地区内で5筆、内田で1筆、入山辺で9筆というようなことで、現在、要望がありますので、申し添えます。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。
ただいまから質疑に入ります。
今、このことに対しましてご意見のある方、挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
本件につきまして、ご承認いただける方は挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成でありますので、本件は原案どおり承認することといたします。
続きまして、協議事項2、新体制移行に向けた検討課題について、事務局の説明をお願いいたします。
板花補佐。

板花局長補佐 では、協議事項2の説明をいたします。
着座にて失礼をいたします。
4ページ、新体制移行に向けた検討課題についてということで、まず趣旨でございます。
現在、平成30年8月、来月の新体制移行に向けた準備の最終段階にあります。移行後の松本市農業委員会組織について、再確認をお願いするものであります。
この3月に閉じました新体制検討委員会では、大枠を決めてまいりました。その後、4月以降、役員会で細部について検討を重ねてまいりました。きょうは、その結果を皆さんに最終確認をいただくということでございます。
2番目、新体制組織図についてということで、組織図作りしましたが、これはまた後ほど順番に説明をいたします。
3番目、農業委員会の規則、要綱等の改正ということでございます。
作業を今、進めているところでございますが、主なものは(1)、(2)でございまして、松本市農業委員会専門委員会設置規程、今、行政管理課で法令チェックを受けているところでございます。
それから、ブロック設置要綱、農業委員会の内規扱いとしますが、あくまでも自主的な活動ということで、公にはしないものでございますけれども、今、制定を目指しているところでございます。
その他、部会制がもう法定部会がなくなりますので、部会会議規則の廃止ですとか、事務内容が農地の最適化の推進というようなことになってきている中で、事務局規程の一部の改正も進めているところでございます。
参考として、当面の予定が5ページ、6ページということでございます。
5ページでございます。
新体制発足に伴う臨時総会等の日程でございまして、以下のとおり調整中

ということで、8月9日が臨時総会、その前に8時半から辞令交付があります。臨時総会の中身については、主に農業委員会、農業委員の人事関係の協議、決定ということでございます。

それから、農業委員の中でも、地区推薦の委員のほか、団体推薦、それから中立委員という位置づけがありますので、この業務の考え方を明確にするということでございます。

おおむねお昼をめでに終了ということでございます。

8月17日、お盆明けでございますが、午後から推進委員を集めまして、委嘱状を交付、記念撮影を経まして、2時から拡大委員協議会と続きます。議事については、記載のとおり、農業委員、推進委員を構成員に含む市関連組織の委員等の選出、それから協議事項として、農業委員、推進委員の関係と担当区域について、こちら、明確に担当区域を分けておかないと、地区の中でも動きづらい部分があるかと思っておりますので、改めて担当区域の線引きをしていきたいということでございます。

それから、松本市農業委員会のブロック体制とその活動について、新たな推進委員を含めまして、ブロックはこういう形でというものをお見せしていきたいと思っております。

あと、その他もろもろの農業委員、推進委員も含めた協議、諸連絡、そして研修会、最後、夕方5時45分から懇親会ということで予定をしております。

続きまして、6ページでございます。

その後の予定ということで載せてございます。

最初、第1回情報・研修委員会ということで、まだ情報・研修委員会の委員が決定しているわけではありませんが、予定をしております。ちょっとプリントミスがございまして、8月22日となっておりますが、すみません、24日でした。8月24日、第1回情報・研修委員会ということで、訂正をお願いします。

8月31日は8月の定例総会ということで、新体制移行後の初めての定例月例総会ということでございます。

9月27日、こちらについては、主催が長野県農業会議になりますけれども、中南信地区の農業委員、推進委員を集めまして研修会が行われます。スイス村のほうで。こちらについては、農業委員会法とか、農地法とか、基盤法とか、中間管理事業法とか、農業委員、推進委員としてこれから活動を行う上での基礎的な研修ということになっております。ですので、新しい委員は全員参加ですし、継続される委員も、改めて立ち返って研修を受けていただくということも考えておまして、全員参加というような呼びかけでいきたいと思っておりますけれども、継続される委員については、強制ではないということでございます。

9月28日、翌日ですけれども、ちょっとここは続いてしまうんですが、28日は9月の定例総会、午後から、それから夕方5時から、プエナビスタに会場を移しまして、推進委員にも来ていただいて、拡大委員総会・研修会兼ブロック結成交流会を予定しております。

ここで推進委員の皆様を集めまして、ブロック設置要綱を承認決定いただく。それから、ブロック長及び副ブロック長をここで発表して、承認をしていくと。それから、松塩筑安曇農業委員会協議会の代議員を決定していく。それから、協議事項としまして、10月中下旬に予定しているブロック別の研修会と懇談会、こちらの進め方について協議を予定しております。

その後、研修会ということで、長野県農業会議の今のところ事務局長の小林事務局長さんが、みずから来ていただけるという予定ではございますけれども、我々農業委員会活動の参考となるような特徴的な取り組み、あるいは成果を上げているような取り組みについて、県内または県外の優良農業委員会等の取り組み事例についてご紹介いただけるというようなことで研修会を予定しております。

その後、交流会ということで開催したいと思います。

また、10月中下旬については、ブロック別の研修会・懇談会ということで、各ブロックで開催ということで、ブロックの中心となるような地域づくりセンターの会議室等で農業委員、推進委員を集めまして、改めて実務研修、農地の権利移動、農地転用の関係、それから遊休農地対策、最適化の推進、また意見書の作成に向けた農政課題の聴取とか、本格化させなければいけないと思いますが、31年度のブロック活動計画の作成に向けた協議、こんなようなことを考えているところでございます。

続きまして、先ほど出ました農業委員会組織図ということで、7ページでございます。

体系的に示すと、この図のとおりになるかと思います。上から推薦あるいは公募がありまして、農業委員と推進委員が決定し、そこに会長、会長代理がいると。会議体としましては、総会と、推進委員も含めた拡大委員協議会というようなもの、また現場活動があります。

そして、会議体の下のほうに、会議体として意思決定する前に、もう少し小分けにグループ化しまして、委員会体制を整えて、専門的に協議して、方向性を決めていただくというような専門委員会、農業振興委員会、情報・研修委員会、2つつくるということでございます。その委員会に委員長と副委員長がいるということでございます。

また、これとはまた考え方を異にしますけれども、地域別に北東部ブロック、南部ブロック、河西部ブロック、西部ブロックというような4つのブロックをつくって、それぞれブロック長、副ブロック長を置くと。地域活動の母体になるブロックというようなイメージでございますが、このような組織図を考えています。

備考欄をご注意願います。

4人おりますが、こちらが役員会構成メンバーということでございます。

また、専門委員会の位置づけですけれども、会長、会長代理はそれぞれ農業振興委員会、情報・研修委員会の相談役というか、顧問というふうな形でございますが、行政管理課との協議で、今ちょっと修正というような形ですけれども、顧問ということじゃなくて、もちろん委員にもなってもらった上で、相談役にもなっていただくということで考えております。会長、

会長代理は、両委員会の委員にも入るし、相談役も兼務すると、そんなようなイメージになります。

(3)「ブロック長」は農業委員のうち農業振興委員会に所属する委員から選出するというごさいます。ブロック長になるには、農業振興委員会に所属していないとブロック長にはなれないというところのごさいます。農業振興委員長とブロック長の兼務は不可ということのごさいます。

(4)「副ブロック長」は推進委員から選出ということでごさいます。

(5)「 」、「 」の8人、それから団体推進委員または公募委員から選出する農業委員1名を加えた9人、こちらが松塩筑安曇農業委員会協議会の代議員となるというふうにごさいます。

こちらが組織図でごさいます。

続きまして、8ページ、9ページでごさいます。松本市農業委員会専門委員会設置規程というふうなものでございまして、これは今、先ほど申しましたとおり、行政管理課で精査を受けておりまして、若干変わってきます。まだ最終的なものが行政管理課から出てきておりませんが、考え方はこのとおりということ、ごらんいただきたいと思ひます。

目的は、所掌事務を専門的かつ効果的に実施するため、専門委員会を設置するということのごさいます。専門委員会が意思決定の場ではなくて、意思決定の場はあくまでも総会ですが、総会は人数が多くて、専門的な協議がなかなか進めづらいもんですから、小分けにして議論を深めると、こういう意図でごさいます。

第2条が専門委員会の構成と所掌事務でごさいます。委員は、どちらか1つの専門委員会に所属ということになります。

その第2条の3号のところにありますけれども、専門委員会の所掌事務は別表のとおりということ、9ページのところの下に別表がございまして。農業振興委員会は、農地等利用の最適化の推進に関する指針策定、変更に関すること、それから担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規就農・参入促進に係る地域課題の把握、それから農地等利用最適化推進施策の改善に係る意見書、いわゆる市長意見書の作成に関すること、それから農業災害調査に関すること、黒星病の関係等もこれに該当しなくてはならないということのごさいます。その他、農業振興上の課題。

情報・研修委員会につきましては、農業委員会だより、その他広報の企画、編集、発行、農業者年金や系統機関紙の普及拡大、農業委員、推進委員の視察研修等に関すること、農業者または一般への講演会、懇談会、相談会、研修会、交流会等の企画、ほかの農業委員会や団体との交流、その他情報活動の推進に関することという所掌を考へております。

それから、飛びまして、第5条は委員の選任ということ、委員は会長が農業委員会の総会に諮ってこれを選任ということのごさいます。

その2項では、委員会の申し出があれば、総会に諮って専門委員会の所属の変更はできるということのごさいます。

あと、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条という形になっております。

最後、10ページ、11ページでございます。

こちら、ブロック設置要綱ということの案でございます。こちら、当然新体制へ移行して、推進委員がいる場でもう一度案を見ていただいて、最後、ブロック結成会議、プエナビスタのところで承認、ブロック設置要綱を承認いただくようなことを今のところ考えております。

この案を見ていきますと、第1条、設置目的ということで、広域的かつ効果的に活動を展開させるため、まとまりを持った活動を行う組織としてブロックを設置する。

第2条がブロックの構成ということで、4つのブロックで、それぞれ所属地区を規定しております。

第3条がブロックへの所属ということで、農業委員と推進委員で構成、それで委員は居住地区のブロックに所属ということで、団体推薦の委員とか公募の委員も含めて、居住地区のブロックというふうに考えております。

第4条がブロック長、副ブロック長ということでございます。ブロック長は、農業委員のうち農業振興委員会に所属する委員から出すんだと、副ブロック長は推進委員から出すんだということでございます。

第5条は会議、第6条は活動ということで、第6条の活動ですね、各ブロックが地域課題に応じて、以下の各号を参考に主体的に決定するというところで、事務局押しつけはしないということでございます。

活動案としては、(1)から(10)まで挙げております。

(1)農地相談会、農政学習会・講演会等に関する事、(2)地域農業者、近隣市町村等との課題の共有・集約・解決に関する事、(3)地域農業者等への技術の伝承、農業体験・各種イベント等に関する事、(4)新規就農者、農家の法人化等、担い手の確保・育成に関する事、(5)農畜産物、伝統野菜等の加工・販売、ブランド化等に関する事、(6)遊休農地対策、違反転用農地対策等に関する事、(7)農地の売買、貸し借り等、あっせん支援に関する事、(8)農地法等、許認可事業の計画に対する意見に関する事、(9)農業振興施設等の設置に関する事、(10)その他、農業振興等に関する事ということで、幅広い内容を網羅しておりまして、地域課題に応じて各ブロックが何をやるかというようなのをご相談いただければというふうに考えております。

第7条、第8条、第9条ということであらうでございます。

以上が新体制の細部の考え方でございます。

ということで、8月9日の臨時総会、そして8月17日の推進委員の委嘱ということで進めてまいりますが、最終確認をこの農業委員会の中でお願いしたいということでございますので、よろしく申し上げます。

議長

ただいま新体制に向けた検討課題について事務局から説明があったわけですが、これに対しまして委員の皆様で質問、ご意見ありましたら、お願いいたします。

上條委員。

上條 信 委員 7ページの(5)番の松塩筑の農業委員会協議会の代議員というもののの中に推進委員も入るといことなただけれども、それはよろしいわけですかね。

議 長 板花補佐。

板花局長補佐 7ページの一番下の(5)は、 は4役ですので、役員ですね。4人ですね。これは農業委員でございます。

それから、 がブロック長でございます。ブロック長は、農業振興委員会に所属する農業委員から選出しますので、こちらも農業委員でございます。

それから、あともう一人は、団体推薦委員と公募委員でございますので、こちらも農業委員ということでございますので、よろしく願いいたします。

上條 信 委員 わかりました。

議 長 いいですか。
ほかにどうですか。ご意見ありましたら。

[質問、意見なし]

議 長 ないようです。
本件について、ご承認いただける方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成でありますので、本件の方向性や考え方につきましては、このとおり承認をすることといたします。
事務局は、新体制移行に向けて、引き続き対応を進めていただくようお願いをいたします。
続きまして、報告事項に入ります。
報告事項1、6月定例部会報告について、上條農地部会長からお願いいたします。

上條(陽)農地部会長 それでは、12ページをごらんください。

6月の定例農地部会の報告を申し上げます。

6月29日開催の農地部会において、議案17件につきましてそれぞれ慎重に審査を行った結果、いずれの案件も許可、承認または決定されました。その内容はそれぞれ記載してあるとおりでございますので、よろしく願いいたします。

また、農地法第4条及び第5条の許可、承認案件につきましては、6月2

1日に菅野訓芳委員及び古沢明子委員のお二人がそれぞれ現地を確認しておりますので、申し添えます。

以上説明申し上げまして、6月の定例農地部会の報告とさせていただきますとともに、私の任期中は、皆様方にそれぞれご支援、ご協力に心から感謝を申し上げます。大変ありがとうございました。

議長

ありがとうございました。

なお、農業振興部会には議案がありませんでしたので、報告はありません。報告は以上でありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

続いて、報告事項、主要会務報告につきましては、資料13ページに記載のとおりでありますので、ご参照いただくようお願いいたします。

以上で報告事項は終了いたしました。

続きまして、その他の項目に入ります。

初めに、農業改良普及センターから情報提供をお願いいたします。

小川補佐、お願いします。

小川（松本農業改良普及センター） よろしくお願いします。

私のほうから2つ資料をお持ちさせていただいたんですけれども、1つは平成30年主要農作物の生育概要で綴ってあるものと、あと間に挟んでございますリンゴ黒星病について、この資料2つにつきまして簡単にご説明させていただければと思います。

最初に、主要農作物の生育概況ですけれども、記録的な酷暑というお言葉もございましたけれども、まさにそのとおり、全般的には生育の早まりですとか害虫の発生、あと日焼け等、さまざまな障害が目立っているというような中身になっておりますので、こちらのほうをまたごらんいただければと思います。

こちらは1ページ、2ページに記載がございます。

それと、3ページの気象表ですけれども、こちらをごらんいただいても、特に気温のところを見ていただきますと、グラフがはね上がっているのがわかるかと思いますが、まさに記録的な酷暑という状況かと思いません。

それと、4ページからなんですけれども、こちらのほうの資料につきましては、農水省のほうから作成しております熱中症に関する資料ということでつけさせていただきました。

まだまだ7月、8月に全体の83%の死亡事故が、熱中症なんですけれども、あるということで、まだまだ注意が必要かと思っておりますので、またご一読いただければと思っております。

特に、ご高齢の皆さんですとか、かなり無理されて水分補給が十分でないですとか、単独の作業で気がつかないだとか、さまざまな要因があるかと思うんですけれども、8月に入りましてもご注意くださいと思います。

それと、もう一つの間挟んでございますリンゴ黒星病についての資料なんですけれども、前回もちょっと出させていただいたんですけれども、こ

こちらの資料、カラー刷りでお配りさせてあるんですけれども、こちらの写真が非常に典型的な病徴が入っているかなと思ひまして、ご用意させていただきました。

特になんですけれども、5番の感染のところをちょっと見ていただければと思ひます。

この資料の最初の裏面のところに5番、感染と書いてあるんですけれども、リンゴ黒星病につきましては、生育適温が15から20度とやや低温、25度を超えると生育が停滞するというような記載がございますけれども、秋雨期、特にこれからなんですけれども、これから感染の注意が必要になる時期に入ってくるかと思ひます。

先ほどの気象表から見てみましても、8月下旬が日平均気温24.2度、9月に入って秋雨期になると、さらに気温が下がってくるということで、やはりその時期以降、特に警戒が必要かなと思っております。

写真が入っているページをごらんください。

6番の発病部位、病徴のところなんですけれども、こちらの写真1から4が非常に典型的な症状が出ているかと思ひますので、ごらんいただければと思ひます。

最初に写真1なんですけれども、こちらのほうが葉での初期病斑の状況です。葉っぱが薄ぼんやりして、薄くなっているような、矢印でお示ししてある部分なんですけれども、ここらが初期病斑ということなんです。

それが写真2に移りまして、やや進展した葉の病斑、写真3に移りまして、もうここら行きますと、もう火膨れ状態のような状況になっているかと思ひますけれども、ここらがほかの病気にはない典型的な状況かと思ひます。

あと、葉っぱをめくっていただきますと、葉裏なんですけれども、写真4番なんですけれども、黒くすすけたカビがごらんいただけるかと思ひますけれども、こちらのほうの病徴も典型的な状況かと思ひます。

また、現場でのご指導等にもお役立ちいただければと思ひますし、普及センターのほうでも、JAさんと協力しまして、8月上旬にも巡回調査等を行っていく予定なんですけれども、また現地でのご確認等をぜひいただければと思ひます。

ちょっと最後になりますけれども、私どもの普及活動につきまして、日ごろからご助言、ご指導いただきまして、本当にありがとうございました。今後ともご支援のほどよろしくお願ひいたします。

以上、簡単なんですけれども、よろしくお願ひします。

議長

小川課長補佐、ありがとうございました。
次に、事務局からお願ひいたします。
小西補佐。

小西局長補佐

すみません、私のほうから庶務的なことで幾つかおわびやご連絡をしたいと思ひます。

議案と一緒に旅行積立の精算書をお送りいたしました。きのう入金になっ

ていると思いますので、またご確認のほうよろしく願いいたします。

その精算書の中なんですけれども、上から5番目ぐらいのところに「平成30年海外旅行費用（希望者のみ）」というところなんですけれども、そこ、沖縄旅行ですので、訂正をお願いします。申しわけございませんでした。

それと、退任委員の8月の活動記録ですけれども、すみません、支払いの関係ありますので、8月13日までに、忙しいですが、出張所等に出していただければこちらに届きますので、8月13日までに8月1日から8日までですかね、活動期間ありますので、自分の車を使って活動したとかあるようでしたら、8月13日までに事務局に届くように出張所のほうに送っていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、就任していただいたときに印鑑を借りている委員さんがおります。本当ならきょう返さなければいけないんですけれども、まだ7月の活動費等に印鑑を使用する都合上、ちょっときょうお返しすることができませんので、また私のほうから順次お返しするようにご連絡させていただきたいと思いますので、その辺をよろしく願いいたします。

それと、最後ですけれども、農地パトロールの地図、調査結果等をまだ出していらっしゃる委員さんのほうは、青柳や中野のほうへ提出していただくようによろしく願いいたします。

私からは以上です。

議長 　　その他委員の皆さんから何かありましたら、お願いしたいと思います。

[質問、意見なし]

議長 　　ないようです。
本日用意をいたしました事項は全て終了いたしました。
円滑な進行にご協力をいただきまして、ありがとうございました。
これで議長を退任させていただきます。ご協力どうもありがとうございました。

14 閉 　　会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長 _____

議事録署名人 25番 _____

議事録署名人 27番 _____

平成30年7月

農地部会議事録

松本市農業委員会

平成30年7月 松本市農業委員会 農地部会 議事録

- 1 日 時 平成30年7月31日(火)午前10時30分から午後12時00分
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 20人 1番 森田 大樹
2番 青木 秀夫
3番 上條萬壽登
4番 赤羽 隆男
5番 上條 陽一
6番 上條英一郎
7番 塩原 忠
8番 太田 辰男
9番 柿澤 潔
10番 岡村 時則
11番 伊藤 修平
12番 上條 信
13番 百瀬 道雄
14番 菅野 訓芳
15番 上條信太郎
16番 小沢 和子
17番 古沢 明子
18番 柳澤 元吉
19番 丸山 敏郎
20番 赤羽 米子
- 4 欠席委員 なし
- 5 部会長挨拶 上條陽一農地部会長
- 6 会議の成立 農業委員会等に関する法律第22条第4項で準用する第21条第3項により成立
- 7 議長就任 松本市農業委員会部会規則第3条により上條陽一農地部会長が議長に就任
- 8 議事録署名委員の指名及び書記の任命
〔議事録署名委員〕 13番 百瀬 道雄 委員
14番 菅野 訓芳 委員
〔書記〕農業委員会事務局係長 齋藤 信幸

9 議 事

(1) 議 案

- (ア) 農地法第3条の規定による許可申請許可の件
議案第59号～60号
- (イ) 農地法第4条の規定による許可申請承認の件
議案第61号
- (ウ) 農地法第5条の規定による許可申請承認の件
議案第62号～65号
- (エ) 相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件
議案第66号
- (オ) 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件
議案第67号～68号
- (カ) 農用地利用集積計画の決定の件
議案第69号～第70号
- (キ) 農用地利用配分計画案の承認の件
議案第71号～72号

(2) 協議事項

- (ア) 営農型太陽光発電施設の下部の農地における農作物の状況報告の件

(3) 報告事項

- (ア) 現況証明の交付状況の件
- (イ) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- (ウ) 公共事業の施行に伴う届出の件
- (エ) 電気事業者による送電用電気工作物等に係る届出の件
- (オ) 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- (カ) 農地法第4条の規定による届出の件
- (キ) 農地法第5条の規定による届出の件

10	出席職員	農業委員会事務局	局長補佐	板花 賢治
		〃	係 長	齋藤 信幸
		〃	主 査	大内 直樹
		〃	〃	高橋千恵子
		〃	技 師	阪本 考司
		農林部農政課 担い手担当	主 事	川嶋 遥
		〃 西部農林課農政担当	主 査	上條 裕之

11 会議の概要

議 長

それでは、議事に入ります。

議案番号第59号から60号、農地法第3条の規定による許可申請許可の件、2件につきまして上程いたします。

それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。

それでは、高橋主査、お願いいたします。

高橋主査

それでは、議案書2ページをごらんください。

農地法第3条の規定による許可申請についてです。

議案第56号、梓川 番地、現況地目、田、2,334平米外5筆、計1万6,690平米を さんのお子さんであります

さんへ生前一括贈与で所有権移転をするものです。

続きまして、議案第60号、和田 - 、現況地目、田、1,487平米外1筆、合計2,374平米を さんへ農地の保全のため贈与で所有権を移転するものです。

以上2件につきましては、許可要件を全て満たしていることをあわせて申し上げます。

以上、よろしく申し上げます。

議 長

それでは、議案番号第59号につきまして、地元の委員さんの意見を申し上げますということで、梓川でございますので、古沢代理のほうからお願いいたします。

古沢委員

さんは、 の さんをされていた方のお宅でございます。それで、この地番のとおり、 は田、あとはリンゴを植えていらっしゃいます。果樹園でございます。 - 、これ、畑は野菜畑で、自宅のすぐ隣のところで野菜をつくっていらっしゃいました。何も問題がないと思って見てまいりましたので、よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、他の委員さんにおきまして、本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

それでは、ご意見等がないようでございますので、集約したいと思います。議案番号第59号につきまして、原案どおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議 長

全員賛成ということで、本件は原案どおり許可するものと決定いたします。続きまして、議案番号60号でございます。波田でございますので、森田委員さん、お願いいたします。

森田委員

さんは、高齢なんですけれども、息子さんが今、東京のほうへ転勤で、東京のほうに住んでいるんですけれども、毎月帰ってきて田畑を一緒にやっておられますので、ちゃんとおつুক্তっておりますので、別に問題はないと

思いますので、よろしく申し上げます。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 それでは、ないようでございますので、集約したいと思います。
議案番号第60号につきまして、原案どおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。
それでは、続きまして議案番号第41号、農地法第4条の規定による許可申請承認の件、1件につきまして上程いたします。
それでは、事務局から一括説明を求めます。
大内主査、お願いいたします。

大内主査 お願いします。
それでは、議案書の3ページをお願いします。
農地法第4条の規定による許可申請承認の件です。
議案番号第61号です。入山辺 - 、現況地目、畑、568平米に入山辺にお住まいの - さんが - の駐車場を新設する計画です。松本市役所入山辺出張所に近い場所で、利便の高い場所ということで、農地区分は3種であり、原則許可ですので、許可相当と判断をしました。
なお、この案件については、一般基準等の各要件を満たしているものと判断しています。
以上、1件、1筆、568平米です。よろしく申し上げます。

議長 それでは、議案番号第61号につきまして、地元の委員さんの意見を申し上げますということで、入山辺でございますので、百瀬道雄委員さん、お願いいたします。

百瀬(道)委員 入山辺出張所のちょうど東側のところですけども、いつも - の送迎用の人たちと、道が狭いところにあるもんですから、駐車場を欲しいということで、ちょうど - さんのところの畑のところがあいているもんですから、そこを駐車場にしてもらえないかということで、今までちょうど送迎の人と、町会の人たちと調整をしていたところですので、そこが駐車場になれば、良いと考えておりますのでよろしく申し上げます。

議長 それでは、続きまして現地調査をしていただきました委員さんの意見をお願いしますということで、今回は柿澤委員さんと上條信太郎委員さんのお二人でございますが、いずれどちらか。

柿澤委員 じゃ、近いほうで。

議長 お願いいたします。

柿澤委員 先日見させていただきましたけれども、写真に写っている手前が市道になっていますかね。そして、右側も道路ですが、農道のような使い方をして、ずっと奥まで続いております。現実には、やっぱり話が合ったように畑でありまして、朝の混雑、そして午後のまた送迎のためということで、駐車場にしたいということでもあります。問題のない場所ということでもありますので、子育て支援の観点から、許可していただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 それでは、ないようでございますので、集約したいと思います。
議案番号第61号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。
それでは、続きまして議案番号第62号から65号、農地法第5条の規定による許可申請承認の件、4件につきまして上程いたします。
それでは、事務局から一括説明をお願いします。
大内主査、阪本技師お願いいたします。

大内主査 それでは、議案書の4ページをお願いします。
農地法第5条の規定による許可申請承認の件です。
議案番号第62号です。寿豊丘 - 、現況、畑、480平米に
が駐車場を新設する申請です。農地区分は2種ではあります、
位置的代替性がないため、許可相当と判断しました。
続きまして、議案番号第63号です。入山辺 - 、現況、畑、5
42平米のうち418平米外2筆、計3筆、3,888平米のうち483
平米に 株式会社が工事のため一時転用をする申請です。農地区
分は2種ではあります、位置的代替性がないため、許可相当と判断しま

した。

続きまして、議案番号第64号です。会田、現況、畑、327平米外1筆、計2筆、792平米に上田市にある有限会社が太陽光発電施設を新設する申請です。農地区分は2種ではありませんが、位置的代替性がないため、許可相当と判断しました。

阪本技師

続きまして、議案番号65号、波田、現況地目、畑、669平米、1筆外1筆、計2筆に上田市にあります有限会社が太陽光発電施設を新設する計画です。農地区分は2種ありますが、位置的代替性がないため、許可相当と判断いたしました。

なお、各案件につきましては、一般基準等の各要件を満たしていると判断しております。

以上、4件、8筆、2,696平米になります。よろしくお願いいたします。

議長

それでは、議案番号第62号から入っていきたいと思います。

地元の委員さんの意見ということで、寿でございますので、上條萬壽登委員さんから、意見をお願いいたします。

上條(萬)委員

ここは、何年前か駐車場になったところでしたが、畑に戻して、また申請になりますけれども、こっちの手前が道路になっていまして、が右手にあるんですが、駐車場がやっぱり狭いということで、私も懸念していましたけれども、そこでちょっと20メートルばかり離れますけれども、上に職員の駐車場をつくりたいということですんで、特に周りへの影響もないと確認しましたので、お願いをしたいと思います。

議長

それでは、続きまして現地調査をしていただいた委員さんですが、上條委員さん、お願いします。

上條信太郎委員

今、上條さんのほうから説明があったとおりであります。写真のとおり、一見全部農地に囲まれたように見えますけれども、が右手にあります、手前が広い道路であります。駐車場が大変不足して困っているという状況ですので、ぐるわの影響もありませんので、許可していいのではないかというふうに判断しました。

以上です。

議長

それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

それでは、ないようでございますので、集約したいと思います。

議案番号第62号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。続きまして、議案番号第63号でございます。入山辺でございますので、百瀬道雄委員さん、地元の意見をお願いいたします。

百瀬(道)委員 場所は、薄川の第二発電所のちょうど北側のところなんですけれども、今、現状は除草剤で除草はしてありまして、作物はつくっていませんけれども、周りでちょっと北側のほうに野菜畑が少しあるくらいで、あと周りは作物をつくっている場所ではないもんですから、まして一時転用ですので、許可のほどお願いしたいと思います。
以上です。

議長 それでは、現地調査をしていただきました委員さん、どちらか。柿澤委員さん、お願いいたします。

柿澤委員 大変狭い道路を急勾配を下って入っていったんですが、右側が薄川が流れています。そして、道路を挟んでいわゆる鉄塔になっているんですが、一生懸命作物をつくったということより、鉄塔のために場所をあけてあるような、そんな状況でして、一応畑だという名目ではありますが、本当に作物は端のほうにちょっとつくったというような形跡がある程度のように見えました。
一時転用ということで、許可していただきたいなと思います。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 それでは、ないようでございますので、集約したいと思います。議案番号第62号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。続きまして、議案番号第64号、会田でございますので、伊藤委員さん、お願いいたします。

伊藤委員 6月の審査案件で認めていただいたわけですがけれども、申請人も同一ということで、太陽光発電ということになります。場所は、桑園で、その後、畜産関係、現在、さんなんかが主体でやっていたというわけです。周りはもう林野、山林で、活用といっても、防護柵もないですし、やむを得ないんじゃないかということで、確認してきました。

議長 それでは、現地調査をしていただきました委員さん、どちらか。上條委員さん、お願いいたします。

上條信太郎委員 せんだって、この隣に太陽光発電の申請がありまして、認可いただきましたけれども、もう本当に山の上で、今の説明にありましたように、かつて桑地であったといいますか、そういうところらしいです。それで、その後、ちょっと荒廃しているような感じはありましたけれども、有効に使うんなら、太陽光ぐらいしかないんじゃないかなというような、ほうっておいても、もう荒れていっちゃうのは目に見えていますので、一定の排水とかそういうのをちゃんと整えていけば、有効に使えるかなというふうに思いました。申請は妥当だと思います。
以上です。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、じゃお願いいたします。
はい、どうぞ。

青木委員 周りに何か取りつけ道路みたいなものが何も見えないんですけども。道路はあるんですか。

伊藤委員 あります、あります。
カメラが立っている位置が道路。東のほうへぐるっと回っていて……

青木委員 ああ、じゃ道路からすぐ、ここへ入れるということか。

議長 いいですかね。
それじゃ、ほかにございましたら。

[質問、意見なし]

議長 それでは、ないようございます。集約したいと思います。
議案番号第64号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。
続きまして、議案番号第65号でございます。波田でございますので、森田委員さん、お願いいたします。

森田委員 この写真のとおりで、ぐるぐると住宅に囲まれた中で、どこからもここへは入っていく道がないんです。それで、この太陽光をやるということです。
そうすると、これでいくと、この右のほうの南側に3軒、ぐるぐるうちで囲まれた中で、太陽の熱の反射がどのようになるか、ちょっと波田でも昨年ですか、出まして、反対が出て、また中止になったところもありますので、ここらも、何か私も何と言っていいかわかりませんが、許可しても本当にいいのか何か、悩ましいところです。皆さんの意見もいただければと思っておりますのでお願いします。

議長 それでは、続きまして現地調査をしていただきましたどちらかということで。どちらか。上條委員さん、お願いいたします。

上條信太郎委員 宅地が近いもので、心配はあるんですが、その畑は本当にきれいに耕作というか、耕してあった状態です。この地主さんの都合ということもあって太陽光ということですが、やはり反射が心配になる。周りの承諾がとれているということが望ましいと思いますが、進入口に困るような場所ですので、地主さんの意向に沿ってもいいんじゃないかなと、仕方ないなと、そんな判断をしてきました。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、じゃお願いいたします。
はい、どうぞ。

岡村委員 今、森田さんがおっしゃる熱ということもあるけれども、音も出るんですよ、これ。ですから、特に近いおうち、音による被害があるんだということで、説明をしていただいたほうが良いですかね。

森田委員 一応周りの人も協力的だとは話はあるんだけど、どの程度まで話を、近隣の人に話をしてあるか、そこらもわからないし、たまたま話を聞いたうちは3軒、ちょうど南に3軒並んでいて、一番南のところは直接はかわらないんだけど、そのうちへちょうど行ったら、私のほうは全然そんな話は聞いてないという、主の3軒かな。東側のほうとのところと南、3軒ぐらいしか話はしてないみたいなんです。

上條(英)委員 すみません、いいですか。
今の話なんだけれども、意見をつけたらどうですか。近隣の承諾書みたいなものを、そういうふうにしたほうが、後々、例えば今言った低周音窓外とか、光の反射の目くらましとか、いろいろな形の公害も予想されます

から、今、森田委員のお話だと、聞いてないという家もあるみたいですので……

議 長 どうですか。ほかにございましたら。

青木委員 今の延長線上なんですからけれども、先にそう言う説明会をされて、承諾書をとれたというようなことを前提として、この委員会へ出してほしいと思いますね。そうしないと、これは後手になっちゃうんだよね、早い話が。

だから、全部整った上でここへ持ってきて、どうかいねという話にしてくれないと、何もしてないのにもってやられちゃうと、ちょっと今の話じゃないけれども、どうしたもんだいねという感じになっちゃうので、今後そういうような取り扱いをしていただきたいと思います。いかがですか。

議 長 はい、どうぞ。

柳澤委員 この波田の場合はあれですか。これ、もし許可になると、地目は何になるわけですか。

阪本技師 雑種地になると思います。

柳澤委員 建物自体は建たらない。

阪本技師 はい。

議 長 ほかにございましたら。
どうだい、事務局の見解は。

阪本技師 森田委員さんおっしゃっていたように、昨年波田で、許可が出たのに、許可取り消しというか、やめた件がありまして、私もかなり心配して、代理人にさんに言っていたんですが、近隣の人たちには説明して歩いて回っているというお話はいただいていたんですが、今、森田委員さんのお話だと、全部回ってないというお話だったので、ちょっと話が違うなというところと、岡村委員さんおっしゃったように、光の面はすごい気にして、所有者のほうに向きを向けるとは言われていたんですが、ちょっと実際、それで話がいいかどうか。

電源のパワーコンディショナーについては、大体この辺に設置するだろうということで、音は近隣には行くだらうなということはあるかと思えます。附帯条件をつけるのは全然構わないですが……

太田委員 ちょっといいですか。

防護さくじゃないけれども、全部ネットを張らなければいけないんですよ。子供たちがやっぱり入ったら事故になるということで。そういうよう

なことまでも細かいことがあるもんですから、やはり先ほど今言われるように、地元が一番大事だと思いますけれども、そういうことを附帯条件をつければいいと思うんですが。

議長 どうぞ。

青木委員 だから、そういうことをクリアしてから、もう一回申請し直してくださいというのが一番いいんじゃないでしょうかね。地元が納得していて。

議長 どうしたもんでしょう。

齋藤係長 議長、いいですか。

議長 はい、どうぞ。

齋藤係長 意見が出尽くしたというように思いますので、整理をさせてください。

説明のとおり、申請地については、2種農地ですので、農地法にかかわる立地基準はクリアしていると。ただ、今意見があった一般的な判断がどうかということになるかと思えます。あくまでも許可権者は県でございますので、うちは承認するかしないか、この案件については、意見を附して県に送るか、というようなことになると思えます。

ただ、同意書については、法的な根拠からみてもちょっと難しいと判断しております。しかし、今いただいた意見については、どんな方法にせよ、県ならびに申請代理人に伝えていきますので、ご理解をお願いしたいと思います。

あと、柳澤委員さんが申し上げた地目は恐らく雑種地になるかと思えますが、地目の判断は、あくまでも法務局でございますので、そんなことでご理解をお願いしますが、委員さんが心配されているのは、地目変更後の開発の関係になるかと思えます。

波田は、平成26年に線引きが入っています。ですので、これが雑種地になろうが、宅地になろうが、都計法の今の基準では、開発はできないと思えますので、合せてご理解をお願いします。

ですので、今、申し上げたとおり、何らかのかたちではありますが、いただいた意見をつなげていくということでご理解していただければと思います。お願いします。

議長 どうでしょうか。事務局の説明のとおりでいかがでございましょうかね。いいですかね。

それでは、条件つきではありますが、賛成の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。
それでは、続きまして議案番号第66号でございます。相続税の納税猶予の
適格者証明承認の件、1件につきまして上程いたします。
それでは、事務局から説明をお願いいたします。
高橋主査、お願いいたします。

高橋主査 それでは、議案書の5ページをごらんください。
相続税納税猶予の適格者証明願の承認についてです。
議案番号第66号、岡田松岡にお住まいの さんが岡田松岡
外2筆、合計1,573平米につきまして、相続税納税猶予の適格者の
承認を受けるものです。
以上1件、よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、地元の意見ということで、岡田でございますので、岡村委員さん、
お願いいたします。

岡村委員 場所は、少年刑務所から北へ約500メートルくらい行った西側の場所です。
ここ、 番地ですね、これが一番北側にあって、あと 、
と1枚のブドウ園になっていました。この だけがブドウ園の切れ目で
できて、ここにはネギとトマトが植わってありました。お父さんの代から
ブドウ栽培されておられまして、そのブドウ園のわきには、平種カキ
と言うんですか、15本ばかり植わっておりまして、これは干し柿にして
生産しているようでございます。
きれいに整っていますし、管理もされておりますので、問題ないと思いま
す。
以上です。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、
お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 それでは、ご意見等がないようでございますので、集約したいと思います。
議案番号第66号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙
手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。
それでは、続きまして議案番号第67号から68号、引き続き農業経営を
行っている旨の証明願承認の件、2件につきまして上程いたします。
それでは、事務局から説明をお願いいたします。

高橋主査、お願いいたします。

高橋主査

議案書6ページ、引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認についてです。

議案第67号、野溝東 - - にお住まいの さんが小屋北 - - 外4筆、合計8,600平米について承認を受けるものです。続きます、議案第68号、寿豊岡 にお住まいの さんが寿豊丘 外2筆、合計6,158平米について承認を受けるものです。以上2件、よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、議案番号67号につきましては、芳川地区でございます。私のほうから。

先日、芳川の窪田さんと確認してまいりました。いずれも芳川の出張所といたしますが、 の南側と北側、それから - と は南側ですね。稲作、稲が植わっていました。それから、もう一つ、 - と は、今の北側のほうでございます、ここにも稲が植わってありました。それから、 - です。これは のすぐ東側でございます、ここはスイートコーンがつくってありまして、もう収穫済みで、きれいに耕してございました。ということで、農業経営は行っておりますということを確認してまいりました。

それでは他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

それでは、ないようでございますので、集約したいと思います。議案番号第67号につきまして、原案どおり許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。続きます、議案番号第68号でございます。寿でございますので、上條萬壽登委員さん、お願いいたします。

上條(萬)委員

片丘線沿いで、白川の信号機があるんですが、その東北の圃場です。の2反歩ほどのところは、一応寿は集団転作をやっていますんで、ブロックローテーションの内に入って、麦の後、大豆ということで作付がされております。残りの2筆については、水稻を作付をしてあります。この さんについては、寿の中でも数少ない専業農家のうちの一人でありますので、しっかり農業をやっておりますので、お願いをしたいと思います。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようでございますので、集約したいと思います。
議案番号第68号につきまして、原案どおり許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。
それでは、続きまして協議事項に入ります。
別冊の回収資料をごらんくださいということで、営農型太陽光発電施設の下部の農地における農作物の状況報告の件につきまして、事務局から説明をお願いいたします。
それでは、阪本技師、お願いいたします。

阪本技師 それでは、営農型太陽光発電施設の下部の農地における農作物の状況報告の件でございます。
こちらですが、協議事項と書いてございますが、報告事項とさせていただきたいと考えていますので、よろしくお願ひします。
前回、3月の農地部会に皆さんから意見を伺いまして、意見書を申請者にお送りしまして、その後の経過をご報告させていただきたいと思ひます。
まず、1の(1)です。こちら、松本地域振興局農政課の担当と私と一緒に対応させていただいた流れになります。
まず、皆さんから意見を伺いまして、4月5日に意見書を送付しております。
こちらの指導内容でございますが、雑草の繁茂により周辺農地に影響を及ぼしているため、適切な除草等の管理をすること。
2点目、ヤマブキはもとの生育地の土壌でないと育たないため、移植は適さない。このため、今後十分な成長が見込めない。現在、生育不良によりあいている農地については、当初の計画どおりノブキを植えるべきである。
3点目、今後適切な営農を行っている状況が確認できなければ、次回の更新時において、本市農業委員会として、不許可相当と県に上申するという意見書をつくっております。
その後、4月26日に県の担当者と一緒に現地調査をしまして、その後、梓川支所にて聞き取り調査を行いました。こちら、このときには、もうかなり県の担当者の方も、このままだと許可できないよということで指導しました。
その後、4月26日から週1度の定期的な現地調査を松本市で行っております。

最後、7月20日に改めて聞き取り調査と指導を、こちらは合庁で行いました。

続いて、(2)の申請者のほうですが、4月、意見書を送付してから、4月16日から30日、除草作業をしまして、5月1日から10日、フキの補植作業、6月22日から28日、除草作業と追加の補植作業をしております。ちょっと一部写真をお載せしたように、ちょっと一番初めの写真がないんですが、こちらが4月26日の現地調査の時点ですね。春というのもあるんですが、ほぼフキはない状態ですね。

こちらは6月7日、補植して、少し根づいたのか、一番比較的いい状態がこのときですね。

7月19日、またこういう荒れた状態に、ワラビですね、通路にワラビを植えたために、ワラビが大分繁殖してしまっていて、除草してない状態ということで、フキも今、見えなくなっている状態ですね。今、最近また草取りはしている状態です。

県から指導があって、このままだと、ちょっと明らかにもう更新できないという話だったんですが、申請者のほうはやる気になりまして、補植と除草作業をしている状態です。

2番目の一時転用許可でございますが、3年前の平成27年10月16日から平成30年10月15日までとなっておりますが、4にあります、再来月、9月に更新の申請をする予定でございます、ただいま県と、申請者と調整しながら、進めている状態でございます。

3については、当時の、3年前の許可書にこういうものが書いてございますということで、参考にさせていただければと思うんですが、基本的には営農していないとだめですよということですね。

今後につきましては、あと2カ月ございまして、これからも現場を見ながら、県と一緒に指導していくということで、来月また皆さんから、また状況報告をお話しさせていただいて、意見を伺って、9月更新申請という流れにさせていただきたいと思っております。

引き続き委員さんをされる方は、こちら、お考えいただきまして、かわられる方は、こちら、少し引き継ぎをしていただけたらなと考えております。以上でございます。

議長

ただいま事務局から説明をいただきましたが、本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

はい、どうぞ。

菅野委員

この方はあれですね、営農型ということだったけれども、フキを出荷した実績というのはあるんですか。換金したというか、市場だとか、自家用じゃなくて、これはあれですので、営農ということだから。

阪本技師

ことしについては、写真等もいただいているんですが、昨年と一昨年については、全く写真もデータもとっておらず、植えたということはあるんで

すが、植えた記録もなく、ことしは補植されているんですが、実績も販売も何も現時点ではございません。

菅野委員

フキってというのは、春先出て、そのときお金になるんだよね。今はお金にならないよね、かたくなっちゃって。だで、春先、お金にする気はないんですね。営農する気はない。要するに、売電事業だけで、もうちょっと厳しく対処したほうがいい。

実績、例えば農協への出荷だとか、道の駅への出荷だとか、営農型ということはそのことだよ。それで生計を立てるということだよ。

阪本技師

ええ、おっしゃるとおりであると思います。

議長

ああ、どうぞ。

青木委員

この方、何かこちらからこうあるべきだ、こうしなきゃいけないというときに限ってだけ何か作業されているんですけども、ふだんは何をされている方なんですかね。

阪本技師

リンゴをつくっていますね。

青木委員

ということはわかりましたんですが、リンゴをつくっていて、こちらのほうに、私も草で大変苦労をしているんですが、2週間もするとぼんと草が生えてきちゃって、これ、除草剤なんかかけられないですよ、フキがあって、ずっとあると。手作業でやらないと。それで、こういうようなことを延々と質問をして、質問したたびにまたこうやって除草作業という形になる。果たしてできるかどうかという疑問なんです。

営農型というからには、所得がなければいけないわけだからね。そうしたら、やっぱりもう販売の証明書を持ってこいとかって、これは当然やらなきゃいけないことだと思うんだよ。そうでなかったら、最初から営農型なんていうのは認めないであげばいいわけ。

議長

地元の農業委員さんは。

古沢委員

高齢化してきて、中山間地であって、農地も維持管理できないというんだったら、太陽光発電も許可するような方向にしていましようというようなことをこの間県ではおっしゃっていましたが、この優良農地の平地で、つくればできるところに、こうやってこじつけて、フキだかワラビだかわからないようなものをつくってやっても、これは営農型とは言えないと思います。

それで、今後ですが、悪い例として、こういうものも簡単にやっても撤去しなくちゃいけないんだよという実例が1つあっても、みんなが今後やる中には、慎重に考えるこの過程の中ではないと思う事例だと思うんです。

だから、こうやって軽はずみにやっても、最終的には撤去するという手間もかかるし、お金もかかるし、ありますよということを知れば、もう少し慎重に考えていくようになると思います、農業者の方も。

だから、農家の方も、あんまり簡単にこういうものを考えていても、10年後には廃材の山になるのではないかとというような前の議論もありますので、もう少し慎重に考えて、県のほうに出すときも、意見書をきちんとつけていただいて、そういうことも書いていただいて、気の毒だけれども、撤去の対象になっていくような方向もやっていくべきではないかと思えます。

議長 それじゃ、ほかにございますか。
どっちにしても9月……
結果待ちというようになります。
ほかにございましたら。

[質問、意見なし]

議長 それじゃ、そんなところでよろしいでしょうかね。
またいろいろ事務局からちょうだいするわけですが、引き続き指導、支援をしていくというようなことでもって、ひとつよろしく願います。

議長 それでは、続きまして報告事項に入ります。
事務局から説明をお願いいたします。
高橋主査、お願いいたします。

高橋主査 それでは、報告事項になります。
議案書7ページです。
これらにつきましては、書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。
まず、7ページ、現況証明の交付状況の件、1件、8ページ、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件、6件、次、9ページ、公共事業の施行に伴う届出の件、1件、10ページ、電気事業者による送電用電気工作物等に係る届出の件、3件、おめくりいただきまして、11ページから12ページまで、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、16件、13ページ、農地法第4条の規定による届出受理の件、6件、14ページから15ページ、農地法第5条の規定による届出受理の件、9件。
以上報告いたします。よろしく願います。

議長 それでは、ただいまの報告事項につきまして何か質問がございましたら、お願いいたします。
はい、どうぞ。

上條（英）委員 11ページでちょっと聞きたいんですが、34番の時効取得ってありましたね。時効取得は、これは公示催告かなんかするんですか。
要するに、時効で取得しましたよ。公にすることにはやるんですか。すみません、つまらないことで。

議長 はい、どうぞ。

高橋主査 農業委員会のほうでは、法務局から時効取得になったという通知に基づいて、相手方に書類を送り、届け出をしていただくことですので、農業委員会としてはやっておりません。

議長 いいですか。

上條（英）委員 はい。

議長 それじゃ、ほかにございましたら。

[質問、意見なし]

議長 それでは、ないようでございますので、これら報告事項につきましては、事務局説明のとおり、いただいたとおりとなります。

それでは、続きまして議案書の別冊をごらんくださいということで、議案番号第69号から70号までの農用地利用集積計画の決定の件、2件につきまして上程いたします。

本件は、農業振興部会に内容審査を委託しておりますので、農地部会ではその審査報告により決定をするものでございます。

それでは、田中農業振興部会長より内容審査の報告をお願いいたします。

田中農業振興部会長 先ほど開催されました農業振興部会において、議案第69号、農用地利用集積計画の決定の件について事前内容審査を行いましたので、報告いたします。

6ページをごらんください。

一般分については、17筆、2万6,476平米で、内訳は、貸し付けが6人、借り入れが6人でありました。円滑化事業分は、55筆、10万3,099平米で、内訳は、貸し付けが34人、借り入れが30人でありました。利用権の移転は、2筆、2,482平米でありました。所有権の移転は、5筆、4,757平米でありました。第18条2項6号関係は、6筆、6,316平米でありました。中間管理権の設定は、38筆、6万3,387平米でありました。

以上の件につきまして、農業振興部会では事前内容審査の結果として、原案どおり問題なく承認すべきものとして意見集約いたしましたので、報告いたします。

議長 ありがとうございます。
それでは、農業振興部会長から内容審査の報告をいただきましたので、この内容に従って集約いたします。
議案番号第69号につきまして、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり決定いたしました。
それでは、続きまして議案番号第70号につきまして、農業振興部会長から内容審査の報告をお願いするわけですが、委員に関係する案件でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、森田委員には退室をお願いいたします。

(森田委員退席)

議長 それでは、振興部会長、お願いいたします。

田中農業振興部会長 同じく先ほど開催されました農業振興部会において、議案第70号、農用地利用集積計画の決定の件について事前内容審査を行いましたので、報告いたします。

7ページをごらんください。

一般分については、1筆、2,024平米で、内訳は、貸し付けが1人、借り入れが1人でありました。

以上の件につきまして、農業振興部会では事前内容審査の結果として、原案どおり問題なく承認すべきものとして意見集約いたしましたので、報告いたします。

議長 ありがとうございます。
それでは、農業振興部会長から内容審査の報告をいただきましたので、この報告に従って集約いたします。
議案番号第70号につきましては、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり決定いたしました。
それでは、森田委員、お入りください。

(森田委員入室)

議長 それでは、続きまして議案番号第71号から72号、農用地利用配分計画案の承認の件、2件について上程いたします。
本件は、農業振興部会に内容審査を委託しておりますので、農地部会ではその審査報告により承認をするものでございます。
それでは、田中農業振興部会長より内容審査の報告をお願いいたします。

田中農業振興部会長 議案第71号、農用地利用配分計画案の承認の件について、農業振興部会において審査を行いました。
別冊9ページをごらんください。
農用地利用配分については、37筆、6万1,166平米でありました。
以上の件につきまして、農業振興部会では事前内容審査の結果として、原案どおり問題なく承認すべきものとして意見集約いたしましたので、報告いたします。

議長 ありがとうございます。
それでは、農業振興部会長から内容審査の報告をいただきましたので、この報告に従って集約いたします。
議案番号第71号について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手をお求めいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は承認されました。
それでは、続きまして議案番号第72号について、農業振興部会長より内容審査の報告をお願いするわけですが、先ほどと同様に委員に係る案件でありますので、塩原委員には退室をお願いいたします。

(塩原委員退席)

議長 それでは、振興部会長、お願いいたします。

田中農業振興部会長 続きまして、同じく農業振興部会において、議案第72号、農用地利用配分計画案の承認の件について事前内容審査を行いましたので、報告いたします。
10ページをごらんください。
農用地利用配分については、1筆、2,221平米でありました。
以上の件につきまして、農業振興部会では事前内容審査の結果として、原案どおり問題なく承認すべきものとして意見集約いたしましたので、報告いたします。

議長 ありがとうございます。
それでは、農業振興部会長から内容審査の報告をいただきましたので、こ

の報告に従って集約いたします。

議案番号第72号につきまして、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり決定いたします。
それでは、塩原委員、入室してください。

(塩原委員入室)

議長 それでは、続きまして、その他について、事務局からお願いします。

齋藤係長 すみません、それではその他でございます。

新体制後の現地確認の当番なんですけれども、8月9日に臨時総会がありますので、その中で、決めさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

あと、もう一点なんですけれども、先ほど太陽光発電のことでいろいろ意見をいただきました。今の法律的には、先ほども申し上げましたとおり、申請する前に同意をとったりだとか、地元への説明を全部終えてからというのは、なかなか難しいです。

うちのほうも許可基準に見合わせて申請書を受けるわけなんですけど、何か地域に説明ができる場、たとえば、先ほど補佐のほうから話がありましたが、9月にブロック結成の中で承認された後に、各地域にブロックが設置されます。ブロックの設置要綱案ということで、先ほど説明があったかと思いますが、その中で、農地法等の許認可事業計画に対する意見に関することというようなことも事務局のところでも盛っています。

ですので、ブロックの活動として、例えば申請前にブロックに意見を聞きなさいだとか、そんなようなことを各地区のブロックの設置要綱の中に加えていただくことなども活動の一環として、各地域で考えていただければと思います。

議長 それでは、以上をもちまして本日の案件は全て終了いたしました。
それじゃ、議長を退任させていただきます。

私の任期中は、本当に皆様に大変お世話になりました。また、ご支援、ご協力に心から感謝申し上げます。大変ありがとうございました。

(拍手)

12 議長退任

13 閉 会 赤羽農地部会長代理

農地部会長

議事録署名人 13番

議事録署名人 14番

平成30年7月

農業振興部会議事録

松本市農業委員会

平成30年7月 松本市農業委員会 農業振興部会 議事録

- 1 日 時 平成30年7月31日(火)午前10時28分から午前11時36分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 26人 1番 田中 悦郎
2番 萩原 良治
3番 三村 和弘
4番 荒井 和久
5番 伊藤 素章
6番 竹島 敏博
7番 百瀬 芳彦
8番 波場 秀樹
9番 窪田 英明
11番 丸山 寛実
12番 忠地 義光
13番 橋本 実嗣
14番 百瀬 文彦
15番 上内 佳朋
16番 細田 範良
17番 百瀬 秀一
18番 竹内 益貴
19番 小林 弘也
20番 小松 誠一
21番 三村 晴夫
23番 河野 徹
24番 百瀬 貞雄
25番 中島 孝子
26番 金子 文彦
27番 波田野裕男
28番 北川 和宏
- 4 欠席委員 2人 10番 前田 隆之
22番 波多腰哲郎
- 5 部会長挨拶 田中農業振興部会長
- 6 会議の成立 農業委員会等に関する法律第21条3により成立
- 7 議長就任 松本市農業委員会部会規則第3条により田中農業振興部会長が議長に就任

8 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 26番 金子 文彦 委員
6番 竹島 敏博 委員

〔書記〕青柳主事

9 協議事項

- (1) 農用地利用集積計画の事前内容審査について
- (2) 農用地利用配分計画案の事前内容審査について

10 その他

市長意見書の取り組みについて

11 出席職員	農業委員会事務局	局長補佐	板花 賢治
	〃	主 事	青柳 和幸
	農 政 課	主 事	川嶋 遥
	西部農林課	主 査	上條 裕之

12 会議の概要

議 長

それでは、協議事項に入ります。

協議事項1、農用地利用集積計画の事前内容審査についてですが、本件は総会において事前の内容審査を付託された議案第69号から70号について事前審査を行うものです。

初めに、利用集積計画にのっている新規就農者について事務局から説明をお願いし、その後、農政課から一括して説明を賜ります。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

青柳主事。

青柳主事

それでは、新規就農者につきまして、農業委員会事務局の青柳から説明させていただきます。

議案の11ページをごらんください。

今月の議案に掲載されてございます新規就農者の方、1名の方いらっしゃいますので、ご報告させていただきます。

〇〇〇様になります。お住まいが寿地区、ご年齢43歳、農地の地区ですが、寿と内田でそれぞれ1筆ずつ、合計で52.5アール借り入れ予定となっておりますので、よろしく願いいたします。また、作付予定品目には、ネギ、芋、それから牧草の栽培ということでお話をいただいております。就農目的ですけれども、農産物等出荷を行う営農ということで、出荷先が農協、それからインターネット販売を利用しまして、個人で販路を切り開いていくということでお話をいただいております、年間80万円から120万円程度販売額を目標ということで、新規就農ということでお話をいただいておりますのでお願いいたします。農業経験につきましては、一般農家

のもとで7年程度、野菜、牧草の栽培経験を積んでいるということです。また、ご自身で管理機や草刈り機といった農機具を所有しております。今後規模拡大を目指すということでお話をいただいておりますので、引き続きお世話になるかと思いますが、お願いいたします。

なお、補足ですけれども、栽培品目、牧草ということでございますけれども、こちらは、あわせて畜産業を行うため、栽培をしてお話をいただいております。やることとしては、ヤギの飼育を行うとのことですので。これに伴いまして、ヤギ乳やチーズの出荷も予定をしているということです。

新規就農届の署名につきましては、上條萬壽登委員、伊藤素章委員にそれぞれご署名をいただいております。

また、議案につきましては、1ページの1番、こちらの2筆ということになりますので、ご確認いただければと存じます。

新規就農者の説明につきましては以上になります。

議長 ご苦労さまでした。
伊藤委員、何かお願いします。

伊藤委員 内田地区は牧草をやっていると思いますけれども、先ほど事務局の説明がありましたように、ヤギの飼育を主体にやります。上條委員がいまありませんけれども、寿地区はネギとか芋の栽培を住居の近くの農地を借りてやるということで、本人はやる気になっています。大丈夫だと思いますので、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。
それでは、説明を農政課からお願いいたします。
川嶋主事。

川嶋（農政課） お疲れさまでございます。農政課の川嶋と申します。着座にて説明させていただきます。
1ページをごらんください。
今回、集積の議案は69、70号と2つありますが、一括して説明させていただきます。
協議事項1、議案第69号、農用地利用集積計画の事前内容審査。
内容は以下のとおりとなっております。
合計だけ読み上げますので、6ページをごらんください。
合計、一般分、筆数17筆、貸し付け6人、借り入れ6人、面積2万6,476平米。
円滑化事業分、55筆、貸し付け34人、借り入れ30人、面積10万3,099平米。
利用権の移転、2筆、貸し付け2人、借り入れ2人、面積2,482平米。
所有権の移転、5筆、貸し付け2人、借り入れ4人、面積4,757平米。
第18条2項6号関係、6筆、貸し付け2人、借り入れ1人、面積6,3

16 平米。

農地中間管理権の設定、38 筆、貸し付け16 人、借り入れ1 人、面積6 万3,387 平米。

合計、123 筆、貸し付け62 人、借り入れ44 人、面積20 万6,517 平米。

当月の利用件設定全体のうち認定農業者への集積は、筆数53 筆、面積7 万9,723 平米、集積率は57.61%となっております。

続きまして、7 ページをごらんください。

議案第70 号、農用地利用集積計画の事前内容審査。

合計だけ読み上げます。

一般分のみとなっております。筆数1 筆、貸し付け1 人、借り入れ1 人、面積2,024 平米、認定農業者への集積は100%となっております。

協議事項1 については以上になります。

議 長

ご苦労さまでした。

ただいまの説明について、地元の委員の方から何か補足等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

なければ、ほかの委員の方で何かご意見、ご質問等ありましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

[質問、意見なし]

議 長

それでは、集約したいと思います。

議案第69 号について、原案どおり決定すべきものとして農地部会に報告することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、議案第69 号はただいまのとおり農業振興部会終了後、農地部会にて報告することといたします。

続きまして、議案第70 号について、原案どおり決定すべきものとして農地部会に報告することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、議案第70 号はただいまのとおり農業振興部会終了後、農地部会にて報告することといたします。

続きまして、協議事項 2、農用地利用配分計画案の事前内容審査についてですが、本件は総会において事前の内容審査を付託された議案第 7 1 号から 7 2 号について審査を行うものです。

それでは、農政課から一括して説明をお願いします。

川嶋主事。

川嶋（農政課） 農政課の川嶋と申します。引き続きよろしくお願いいたします。
着座にて説明させていただきます。
8 ページをごらんください。
配分の議案ですが、7 1、7 2 号と分かれておりますが、一括して説明させていただきます。
協議事項 2、議案第 7 1 号、農用地利用配分計画案の事前内容審査。
内容は以下のとおりとなっております。
合計欄だけ読み上げますので、9 ページをごらんください。
合計、筆数 3 7 筆、貸し付け 1 人、借り入れ 1 0 人、面積 6 万 1 , 1 6 6 平米。
当月の利用権設定（中間管理権設定）のうち認定農業者への集積ですが、筆数 3 0 筆、面積 5 万 1 , 1 2 4 平米、集積率は 8 3 . 5 8 % となっております。
続きまして、1 0 ページをごらんください。
議案第 7 2 号、農用地利用配分計画案の事前内容審査。
合計だけ読み上げます。
筆数 1 筆、貸し付け 1 人、借り入れ 1 人、面積 2 , 2 2 1 平米、認定農業者への集積率はゼロ% となっております。
協議事項 2 については以上になります。

議 長 お疲れさまです。
地元の委員の方で何か補足等ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議 長 ほかの委員の方でこの案件についてご意見等ありましたら、お願いいたしたいと思います。
はい、波場委員。

波場委員 確認ですが、この議案の 6 9 号のほうで、一般の人から中間管理機構に貸し付けているわけですがけれども、存続期間 1 0 年 5 カ月というのが、7 1 号では、約半分の 5 年 5 カ月という物件が出ています。この半分になっている貸し付けというのは、何か意味があるのでしょうか。

議 長 川嶋さん。

川嶋（農政課） 期間が半分になっている貸し付けについてですが、まず集積のほうでは公社に貸し付けることになりましたが、こちらは10年か5年で貸し付けることができます。公社から借受人への利用権設定についてですが、こちらのほうは、5年で区切って借り受けて、継続する場合は再設定という形になります。公社への貸し付けは10年、5年と二通りあるんですが、公社から借受人への貸し付けは5年のみとなっておりますので、よろしく願いいたします。

波場委員 わかりました。

議長 ほかに。
はい、小林委員。

小林委員 この間、県の方で2年くらいで許可しているという話もありましたが、それは聞いていますか。

議長 川嶋主事。

川嶋（農政課） そのことについてですが、今回の議案の中でも1筆だけ3年というものが出てきております。5ページの集積計画、中間管理権の12番がそれに当たる貸し付けになりますが、機構が昨年度から3年契約を認める方針を打ち出しまして、これを受けまして、本市の重点区域と指定された、島内、寿、内田、今井、波田に限り、今月分から3年でも対応しております。

今回は1筆しか出てきてないですけども、今後もこの重点区域に関しましては、3年での中間管理権の設定というものが出てくるのが予想されますので、よろしく願いいたします。

議長 では、そういうことですので、よろしく願いいたします。
ほかに何か。よろしいですか。

[質問、意見なし]

議長 それでは、集約したいと思います。
議案第71号について、原案どおり決定すべきものとして農地部会に報告することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございました。
全員賛成ですので、議案第71号は、ただいまのとおり農業振興部会終了後、農地部会にて報告することといたします。
続きまして、議案第72号について、原案どおり決定すべきものとして農

地部会に報告することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第72号は、ただいまのとおり農業振興部会終了後、農地部会にて報告することといたします。

議 長 それでは、これで議事を終了いたします。
その他について、何かご意見、ご質問等あったらお願いしますが。

[質問、意見なし]

議 長 なければ、市長意見書の取り組みについての項目ですが、事務局からの説明の後に、皆様から一言ずつ思いのたけをお願いしたいと思います。それでは意見書の取り組みについて、青柳主事からお願いいたします。

青柳主事 それでは、先月に引き続きまして、市長意見書の説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

着座にて失礼いたします。

それでは、今月の意見書の件ですけれども、4月に提示させていただいたスケジュールのとおり、今月は新体制の皆さんへの意見書の引き継ぎということで、こういった事項が挙げられるかをまとめる形になります。

まず、皆様のお手元に資料を1枚、A4のものをお配りしましたけれども、お手元にございますでしょうか。それでは、こちらの資料に基づきまして、それぞれお話をさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、上から順番に行きますので、お願いいたします。

まず1、平成30年度の意見書作成についてということで、(1)から(4)まで示してございます。今年度の見込みということで書かせていただいたものになりますが、それぞれ確認していきまると、意見書の提出が平成31年1月を予定、それに付随する懇談会を年度末の平成31年3月に行いたいと考えております。また、意見書の作成の期間につきましては、12月末の農業委員会の定例会で議決する形となりますので、新体制に移行してから12月の上旬までが実質的な作成期間となります。加えて、体制が変わって、実際にどこでつくるのかということですのでけれども、農業振興委員会が中心になり、市長意見書の作成をしていただく形になります。最終的な検討、決定につきましては、これまでと同様、農業委員会全体的話となりますので、ご承知おきいただければと存じます。

続きまして2の意見書の方向性ということで、お話をさせていただきます。新しい委員の皆様こんな話をしたらどうだろうという提案程度の話になりますので、お願いいたします。

まず、(1)テーマ数になります。こちらは2つから3つということを示しましたけれども、作成期間が例年と比較するとかなり短い期間での作成となること、それから移行して初めて委員になる方もいる中での作成なので、テーマ数は少数のほうがいいのではないかと、という提案になります。ただ、少数テーマになった場合、一つ一つを深く追求するほうがいいので、重要なテーマについて深掘りのうえ、市政に提言、意見ができれば一番いいのではないかと、ということも考えております。

次に、(2)テーマということですが、引き継ぎの中で具体的なテーマは特に示すことはありません。8月以降の農業振興委員会の中で、どのテーマの意見を出すかを決めていただければと思いますので、こういう方向でいいのではということをお託す程度の書き方になっております。ご承知おきください。

それから、(3)内容検討にあたっての留意事項です。黒い点の箇所を追って、それぞれ説明をさせていただきます。まず、一番上、これまでの意見書のテーマを引き続き意見していく必要があるという点です。4月に皆様と一緒に過去3カ年分の意見書を振り返りました。直近で考えうる課題の大半につきましては、かなり掘り起こすことができたと感じております。今後、時流等によって、機械化やIoTといった課題が出てくることは見込まれますが、恐らく、今まで意見書に出していただいた課題が、今後も重要な課題として引き続き出てくると考えられます。そのため、これまでの意見書のテーマを引き続き検討していく必要があるのではないかと、という点で、留意事項として挙げております。また、実際に意見書を提出して、どれだけの結果、成果を得られたかですけれども、過去の意見書の成果や、同じテーマを何年も続けて議論をしているというところから考えるとあまり成果は出ていないと思われれます。担い手や遊休農地といった重要な課題については、まだ解決の糸口が見えてこないところがございますので、解決の兆候が見られるまでは、引き続き取り組んだ方がいいということも含めて提案しています。ご承知おきいただければと存じます。

次に2番目、農業政策と現場課題の比較は必要ということになります。こちらにつきましては、5月に行った市単事業の確認の際、農政は現在何をしているか、何ができているのかを皆さんにご確認いただきましたが、逆に、現場の視点から見たときに、ここが足りない、こういうところが行き届いてないというところが、現状での課題として挙げられる部分かと思えます。事前に農業政策自体を把握した上でやっていくのがいいので、比較が必要という引き継ぎ事項を載せてある次第になります。また、その箇所の下、2番目に「どこで解決できるかも視野に入れる必要がある」という部分があります。こちらについては、解決案を考えたときに、市が行って解決できることなのかを考える必要があるということで、書かせていただいたものになります。どういうことかということ、1個提案をしたときに、民間や地域におろしたほうが素早く実行できて、解決できる。もしくは、余りにも規模が大き過ぎて、県や国が行った方がいい。そうした内容のものもまざっているかもしれないという視点を持つと、意見書の質が上がり、

政策に取り入れやすいものもつくれると思い、記載したものです。

それと、長所を伸ばすことも一考ということでもありますけれども、これは今までの意見書でやっていただいているとおりで、今やっている中で、有効だな、いいなと思っているところを、こう改善すると、さらにいい効果が認められるという提案のことで、実際にどうやるとどんな効果が期待できるということを明確にして提案することで、農政としても、取り入れやすく、効果が上がるものをつくれることが期待できるため、引き継ぎ事項として掲載している次第になります。

続きまして、3つ目、地域課題、地域特色を把握するということになります。これにつきましても、以前から行っていただいているので、改めて言うことでないと思いますが、6月の他市との意見書の比較の中で、松本市は全市的な事案を取り扱う傾向があると話をさせていただきましたが、そういった中で、逆に各地域の特色を取りこぼしてしまうケースもあるのではないかとということで、書かせていただいたものになります。意見書の基本概念が、松本市の農業をよくする提言になるかと思えます。松本市の農業をよくするには、各地域の農業事情に応じて、それぞれの地域の農業を活性化することが必要と解釈すると、それぞれの地域事情を酌み上げ、地域農業を活性化する検討材料を集めることが、松本市全体の農業活性の基本的な素材集めに繋がると考えられます。各地域の課題とか特色を把握しておいて、こういうものを生かしたらいい、こういう形でよくしたらいい、というのを見つけていくと、結果として意見書の材料にもなるので、そちらに記載した形になります。

それから、下のほうに、この状態を解消するために、この制度をこうする、は意見書の定番と書いてあります。これも、以前から意見書でやっていただいているとおり、課題となっている状態を解決するために、こういうことをしたらどうですかとか、解消の糸口とするために、もともとある制度をこう改善したらどうですか、という作り方を引き続きやっていただくということで書いてあるものになります。ただ、こういった工夫等について考えるにあたって、何が課題か、課題はどういうことか、それを解決するために何をすればいいかというものについて、各地域によって違いがあるかと思えますので、最初のものに返ってくるようなお話ですが、やはり把握が必要であると思えます。

最後に市は「サポーター」か「橋渡し役」であるということ念頭に置くということですが、これについては、市の立場を改めて見ておいたほうがいいというところで書いたものになります。どういうことかといいますと、市政の動きは後ろ盾であったり、何かサポートをするということのほうが主体になっている。極端なことを言えば、松本市の職員がみずから農業をやるべきという提案をしても、通らない。実際、市自体が主人公になることはないということをも念頭に置いたほうがいいということで書いてあるものになります。ただ、サポートとしては、幅広いことができますし、情報網を持っているということもありますので、こういう事業をやりたい、こういう支援が欲しい、事業に協力してくれる団体はないか、というところ

るで、大いに活用してもらったほうがいいと考えられます。

これまで皆様と一緒にやらせてもらった中で、私の所感を多大に含んだ形でつくらせてもらった次第ではありますけれども、こういったことを入れておけば、引き続きいい意見書ができていくのではないかと思います、まとめた次第になります。

もし、この中で、欠けているものがあるとか、別にこれは訴えなくていいといったものがあれば、ご意見をいただければと思いますので、よろしくお願いいいたします。

議長

ありがとうございました。

バトンタッチのところで生かしていただきたいと思いますが、これについての意見もそうですし、今まで3年間、それぞれ考えていただいたこととか、全体通してでもいいんですが、それぞれ一言ずつお願ひしたいと思ひます。

萩原委員。

萩原委員

3年間大変お世話になりました。農業委員としては何もできなかったような気がしますけれども、皆様に支えていただいて、何とか3年間過ごすことができました。本当にありがとうございました。

和田地区では、赤羽農業委員さんと私、地区選出農業委員の2人がかわりますけれども、新しい農業委員と推進委員は、まだまだ若くて、活動力がありますので、継続される委員さん、ぜひ和田の農業委員をご指導いただきたいと思ひます。

そんなことで、一言お礼にかえさせていただきます。ありがとうございました。

三村（和）委員

私も3年間、新人の農業委員として推薦されまして、務めさせてもらいました。最初からずっと勉強ばかりで、なかなか自分から意見を言えるようなところまで達しなくて、本当に皆さんに引っ張られてようやくここまで来ました。幾らかでも地域に貢献していきたいなど、こんなふうに思っております。

いろいろとどうもお世話になりました。

荒井委員

2期やらせていただいて、これを一言で言えというのも、とても言いあらわせないですけれども、農業は本当に難しいというか、先ほど話が合った変わり目というか、大きな動きのある時期かなというのはつくづく感じます。特に、本郷のほうは、北は中山間地で、南は典型的な市街地にして、大きく二極化していくか、三極化していくかという状況です。ある程度大きな農業者と、それを取り巻いている小さな農業者をどういうふうに捨っていくか、そういうところができたらいいなと自分ではいつもそういうふうに思っていました。本当にいろいろな人と知り合ったことが一番の宝だと思っております。ありがとうございました。

伊藤（素）委員 私も2期6年になりましたけれども、農業委員になって一番驚いたのは、地域の中で、林になっているところが農地だったということでした。解決できないまま、次の農業委員に引き継いでいくのが残念ですけれども、なかなかこの荒廃地の問題は、中山間地域としては片づかないのではないかと考えています。

それと意見書については、いわゆるサポーター、橋渡し役という認識というか、どうも私たちがやっている中で、結果を求め過ぎている部分もあるんじゃないかと思いました。意見書を本当の意見としてとらえていかなければ、余り結果を求めても、市から何も出てこないというようなことを感じております。どうもお世話になりました。

竹島委員 本郷地区から推薦されまして、3年間頑張ってきました。特に今、荒井委員と協力して遊休農地と担い手の問題に2人で取り組んだんですが、どうしても担い手が見つからないということで、3年間悩み続けてまいりました。2人で取り組んだ結果、成果が出ない部分はありましたけれども、もう少し頑張っただけでその問題に取り組んでみたいと、このように思っておりますので、よろしくをお願いします。

百瀬（芳）委員 3年間勉強させてもらいました。これで退任しまして、次の寿の農業委員は、多分全体の中で一番若い人になっているかと思えます。引き続き皆さんのご指導をお願いしたいと思えます。
お世話になりました。

波場委員 皆様方の協力を得て、3年間やることができました。ありがとうございます。私もいろいろと推進事業の関係で、できることからということで、新聞、それから年金のことをやってきました。あと、荒廃農地の関係が私の地区は多くて、少しでも減らそうというふうに考えてやってきましたが、なかなか高齢の方がふえてきて、土地をそのままにしてしまう。自宅へ行っても、なかなか動いてくれないというような状況になっておりますので、これからはもう少し戸別訪問してやっていきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

窪田委員 3年間、本当にいろいろな意味で勉強させていただきました。皆さん方、よくいろいろなことをご存じだなということを実感させていただきました。どうもありがとうございました。

丸山（寛）委員 27年8月からということで、あっという間の3年間でありました。市長意見書検討委員ということでしたが、勉強不足、また経験不足で、余りお役には立てませんでした。また、意見書のテーマですけれども、毎年同じようなテーマが出ましたが、これは改善、解決されない限りは仕方ないかなとは思っております。

また、8月からは推進委員ということでお世話になりますが、よろしくお願ひします。ありがとうございました。

忠地委員

忠地です。

議会からの選出ということで、3年間お世話になりました。

先ほど意見書の話も出ておりましたけれども、農業委員会という団体は議会より強いと、私は認識しております。ぜひまた、強い意見書を出して行政を動かすと、こんな形をとっていただきたいと思います。

また、全域で鳥獣対策の施設はできたと思いますが、やはり一番懸念するのは、西山に増えております猿が下ってくることです。防止できないと大変なことになると思いますので、この関係もまた、農業委員会さんの力をお借りして、対策をやっていただきたいと思います。恐らく下の地区に出てくると、お米やリンゴもやられてしまうのではないかと懸念しております。その点も農業委員さんで駆除に行ったり、市でしっかりやるよう意見書の中に加える、いつかまたできたらお願いしたいと思います。

まだ私も議会の任期を数カ月残してありますので、かわいがっていただきたいと思います。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

橋本委員

橋本です。

私も農業委員に任命されてから3年間、何もできずにきょうまで来たわけであります。この間は、ここにいる皆様方と知り合せて、いろいろ勉強になりました。また、引き続いて農業委員をやることになりましたので、皆さんと協力をしていきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

本当に長い間ありがとうございました。

百瀬（文）委員

里山辺の百瀬です。

長い間皆さんと一緒に仕事をさせていただきまして、ありがとうございました。先日、農地パトロールで山の中へ入ったんですが、里山辺も中山に続いて防獣ネットを張らせてもらいましたが、何カ月もお手伝いに通ったところ、その周辺が荒廃農地にまたなってきたっている。その辺の力のなさといひますか、ちょっと寂しさも感じました。また、防獣ネットによりまして、シカの被害が非常に減ってよかったんですが、先週シカが4頭ほど走ってました。ああ、また中へ入ってきたなというようなことで、防獣ネット、いろいろな効果もありますけれども、またみんなの意識が減ってきたかなというようないひがします。それとその近辺の荒廃農地がふえている、こんなところに力のなさを感じながら、次の人にバトンタッチすることが非常に残念です。

どうも長い間いろいろありがとうございました。

上内委員

同じく里山辺の上内です。

百瀬さんと一緒に3年間やってきました。痛切に感じたのは、僕らがいるところは市街化区域と調整区域なんです。実は、構造改善がされていなく

て、道路もなく、軽トラが入っていけないような土地が下のほうに結構あるんです。それを何とか荒廃しないようにやろうかと思っても、若い人は軽トラも入れない、機械も入れないと、なかなか受けてくれない。私も百瀬さんから言われて、荒廃農地を5畝とか1反2畝、実質的に私も借りてやっていますが、なかなか機械が入らない。入っても大変。出入りに危険が伴う状態です。もう年齢的にも厳しいですが、何とかあと10年ぐらいやりたいと思っています。

私の今借りているところは市民農園が近くにあるんですが、そこが今年で終わります。そこの方が何とかどこかで畑を借りたいと。今年、そういう方に紹介をして勧めています。個人的には、僕が借りているところを農業をやりたいという人に少しずつでもやっていただいて、荒廃農地を減らしたいと思っています。

3年間どうもありがとうございました。

細田委員

私は2期の中で、農地部会と農業振興部会、両方に所属させていただき、勉強させていただいたわけでありまして。ご承知のように、JAの推薦ということでお世話になったわけでありまして、農協の状況を見ても、大型農家の方を中心に政策を打っていると思えますけれども、そういっても、日本の農業は家族経営が主ではないかな、と感じております。

先だっの新聞を見ますと、農家が減少傾向であるということでありまして、寂しい思いをするわけでありまして。それに付随して、組合員も減っていくと、こういうような形で、組合員や農協がなくなれば、日本の農業というものはどうなるのかなということ、日々危機感を感じております。そういう中で、ぜひ農業委員会を中心とした形で、もっともっと農民の声を政府へ上げてもらいたいです。昔の米価闘争を見ていると、恐ろしいくらい運動をやったことを思い出すわけでありまして、ああいった形がこれから必要じゃないかな。日本農業、また農民というものは静かです。他国を見れば、逮捕者が出るくらい大きく政府を動かしていると、こういうことでもあります。

2期でありましたけれども、今後継続されて、お力を発揮される農業委員の皆さん方におかれましては、私たちがバックアップさせていただきたいと思っておりますので、ぜひ頑張ってください。日本の農業のためにお願いをしたいと思います。

長い間ありがとうございました。

百瀬（秀）委員

波田から3人出ております。2人は残りますので、よろしく願いいたします。

私も2期お世話になりました、ありがとうございました。

波田は、ご存じのように水田とスイカ、優良農地があります。最近、優良農地の中を見たら草が生えているところがあって、そういうところは、優先的に人の貸し借り等を含めて、従来の畑に戻してもらいたいということで今までやってまいりました。

波田で問題なのは、市街化調整区域ですね。今、人が住んでいる中で、区域の中の荒廃地をどういう方向にやっていけばいいかなということが、大きな問題じゃないかと思っています。

お世話になりました。ありがとうございました。

竹内委員

四賀の竹内です。いろいろお力になれずに済んでしまいましたが、ありがとうございました。

今、お話が出ていますように、農業の話題というのは暗い話が多いですね。鳥獣害の問題、後継者の問題、それから荒廃地の問題とか、そういったものが多いので、これが現状かなと思いますが、引き続き推進委員をやることになりましたので、明るい話題が何か1つでも出るような、そんな力が出せればいいかと思っています。

どうも長い間ありがとうございました。またこれからもよろしく願います。

小林委員

3年間、大変お世話になりました。いろいろ勉強させていただきました。

私は5年ほど地区審へ行っておりまして、松塩筑安曇、木曾、大北といった地域の案件を毎月確認しています。3カ月ほど前ですが、塩尻の農振農用地にワイナリーの申請が出まして、許可いたしました。また、池田のワイナリーを見させてもらいましたが、成功例でして、ワインの特区になっています。今井も塩尻地籍と一緒にワインブドウを栽培しているわけですが、複数の法律が絡むので松本では難しいようです。今日も、芳川で運動場をつくるという話がありましたが、松本市は許可できないとのことでした。

規制はありますが、農業委員会では子どもの将来のことを考えると、農地を守るだけでなく、柔軟性を持って対応をしていくことも考えていただければと思います。

ありがとうございました。

小松委員

神林の小松です。

農業委員を3期務めまして、振興部会に2期、農地部会に1期、在籍させていただきましたが、大したことができなかったというのが大きな反省になります。

神林地区は幸いなことに、稲作一本と言ってもいいくらいの状況なので、稲作、転作の問題では非常にラッキーだったかなと思います。また、円滑化事業と集積という問題では、貸し手がなかった状態から、今度は借り手がなくなるという状況に流れが変わってきていると感じています。

本日も議題に上がりましてけれども、神林でも借り手がなく、たまたま法人が、そういう土地を神林の農業のためにという形で一所懸命やっているの、貸借ができていまして、流れが変わってきています。ですが、神林の中にも農地が遊んでくるといった状況が見られるので、これから大変かなと思っています。

3年間ありがとうございました。お世話になりました。

三村（晴）委員 私も農協からの推薦で、農業振興部会でお世話になってございます。
その中で、やはり私ども農協の立場からしても、農業委員会で目指す農地を守るとか、農業者、担い手の育成、農業者の所得向上等々、そういった中で、最終的には住民の皆さんが住みよい地域であり、そこで営みを行いながら明るい地域にしたいというのが願いかと思っております。農業振興という意味合いの中では、行政、農業委員会と目指すところは同じかなと、そんなことをつくづく考えた次第でございます。
私もまた、お世話になるわけでございますので、皆さんのお力をいただく中で、また努力していければと考えております。
どうもありがとうございました。

百瀬（貞）委員 島立の百瀬でございます。
私は2期半くらい農業委員会にお世話になりました。委員の皆様方は本当に人格者であり、そういった方々がこの松本平に点在して、ネットワークができる、そういうことは本当に心強いものでございます。
島立は、トマト、キュウリの産地でございます。技術的に、私もさらに高みを目指しまして頑張っていきたいと思っております。
大変お世話になりました。またよろしくお願いいいたします。

中島委員 内田の中島です。2期6年間、女性団体から農業委員にさせていただきました。本当にありがとうございました。
女性団体からということで、私としては何もできなかったかなと思ってるんですけども、ただ一つ、6年前と比べると女性農業者に対して行政が優しくなって、機械のリースとか再三お願いしましたけれども、ここで補助金がついたり、機械を買う時も少し楽になったような気がします。
女性農業者も、旦那さんが亡くなられて1人になったりとか、お勤めに出た後、農地を細々とでも守ろうという方が大勢いらっしゃるの、これからもそういう女性農業者に対して優しくしていただける農業委員会でいてほしいと思います。
それから、新体制になりますけれども、そこで女性団体から1人でも農業委員会になってもらいたかったと思っています。それが私の望みでした。
本当に6年間ありがとうございました。

金子委員 四賀の金子でございます。
先ほどワインの話がありましたけれども、以前、自分の町会の荒廃農地を利用して、甲府の業者の方に来ていただいて、2町歩くらい、メルローとシャルドネをつくっております。
今まで2期農業委員をやらせていただきました。引き続き委員をやらせていただきますけれども、またお世話になります。よろしくお願いたします。

波田野委員

梓川の波田野です。

地区推薦で、2期6年やらせていただきました。なかなか法規のこともわからなくて、結構手間取ったりしましたが、皆さんのおかげで何とかなりました。

それと、農業委員なので、幼稚園候補の農地をあっせんしてほしいと何回も頼まれました。国も市も待機児童の解消と言っていますが、環境が良い白地の農地を見つけても建築基準法などの問題で上手くいかず、子育てに大事な保育園、幼稚園の建築を却下されてしまう。子どもの問題もそうですが、必要なタイミングがありますので、そういう時期に、必要なことができるように、ぜひやっていただきたいと思います。

以上です。

北川委員

私は笹賀地区を担当させていただきましたが、前任の方から飛行場周辺の有害鳥獣駆除を何とかしないといけないということを言われて、県の空港事務所だとか、公園事務所の方たちを朝早くから呼んで、鳥が起きる前に人を集めて状況確認を行いました。鳥は飛んで行ってしまうものですから、なかなか思うようにはいきませんでした。木を切ってもらおうとか、そういうことはできたと思います。

もう一つ、担い手や後継者の問題ですが、私が委員になった6年前は、後継者問題が一番厳しいときだったと思います。それで、私は同僚の農業委員と一緒に、何とか後継者をつくらないといけない、ということでやってきました。1つ、最後になってうれしいお知らせがありまして、2カ月くらい前、笹賀の若手農家がコンクールで農林水産大臣賞を受賞したということで、この間も報告会がありました。この方は30代で、グラジオラスと水稻を絡み合わせて経営をやっています。私が委員になったときには、この間、農業委員会表彰をとった農家さんのところへ就農をしていましたが、そこで勉強して、立派な後継者になって、今度、笹賀を引っ張っていく立場になったということで、報告を受けました。この6年間の中で、一番いい知らせであったと思います。

いろいろお世話になりました。ありがとうございました。

河野委員

この3年間、皆様に助けられて何とかやってこれました。

また8月以降、新しい体制になれば、推進委員さん、それから各ブロックの関係がどういう動きをしていくのか、市長意見書の関係もございしますが、そういった方々の意見の集約をどういうふうにしていけばいいのかということを考えています。そんなことで、また新しい農業委員会のできるだけのことはして参りたいと思っております。

どうも3年間ありがとうございました。

議長

皆さん、ありがとうございました。

それでは、板花補佐から最後をお願いします。

板花局長補佐

私は平成27年4月に事務局に参りまして、8月に今の農業委員さんをお迎えして、ずっとやって参りました。ですので、皆さんと共に歩みを進めてきて、ここまでやってこれたと感じております。私も最初は意見書をどんな形で進めていいか、本当にわからなくて、委員さんのお考え、意見をどうやって取りまとめていくか、随分悩んだんですが、何とか3回意見書をまとめることができました。もちろん、私だけの力ではないですが、前任者のやり方もあるのかもしれないですけども、私なりのやり方で意見書をまとめられたかなと思っています。

1つ心残りは、今後の意見書に反映していけばいいかとも思っていますけれども、合併した効果もあって、松本は本当にバラエティーに富んだ農作物が生産されていて、それが強みだと思っています。これだけ多種類のものが松本にあるということを外に向かってPRできるような、そんな効果的な意見書を目指したいです。また、そのための手段として、地産地消、学校給食などもあるのではないかと思いますけれども、効果的にPRできるようなものを意見書につくれればと思っていますところ です。

また今後も頑張っていこうと思っていますので、よろしくお願ひします。3年間ありがとうございました。

議長

ありがとうございました。

本日の議題は全て終了いたしました。

これをもちまして議長を退任させていただきます。どうもありがとうございました。

13 議長退任

14 閉会 河野部会長代理

農業振興部会長

農業振興部会長

議事録署名人 26番

議事録署名人 6番
